重要事項説明書（介護予防ケアマネジメント）

宝塚市参考様式

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年省令第37号）第４条第１項の規定に基づき、当事業者があなた様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１　地域包括支援センター（事業所）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 事業所名 | 〇〇地域包括支援センター |
| 1. 所在地 | 兵庫県宝塚市 |
| 1. 連絡先 | （電話）0797-\*\*-\*\*\*\*　 （ＦＡＸ）0797-\*\*-\*\*\*\* |
| 1. 管理者連絡先 | （管理者名）  （電話）0797-\*\*-\*\*\*\*　　　 （ＦＡＸ）0797-\*\*-\*\*\*\* |
| ⑤　 営業日 | 月曜日から土曜日まで。  ただし、祝日及び12月29日から１月３日までを除きます。 |
| 1. 営業時間 | 午前　９時から午後　５時３０分 まで |
| 1. サービス提供区域 |  |

２　地域包括支援センターの相談窓口

|  |  |
| --- | --- |
| ①　サービス名 | 介護予防支援・第１号介護予防支援事業によるケアマネジメント |
| ②　連絡先 | （電話）0797-\*\*-\*\*\*\* |

３　提供する介護予防ケアマネジメントの種類

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントＡ　／　介護予防ケアマネジメントＢ

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別 | 説　明 |
| 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントＡ | 原則的なケアマネジメントで、利用する介護予防サービスの一部に、介護予防給付のサービスを含む場合は介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス又は通所型サービスを含み、かつ、介護予防給付のサービスを含まない場合を介護予防ケアマネジメントＡといいます。 |
| 介護予防ケアマネジメントＢ | サービス担当者会議の開催頻度やモニタリングの実施頻度等が一部緩和された簡略化ケアマネジメントです。 |

４　指定居宅介護支援事業所への介護予防ケアマネジメントの業務の委託

委託あり　／　委託なし

※　「委託あり」の場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①　受託事業所名 |  |
| ②　連絡先 | （電話）0797-\*\*-\*\*\*\* |

５　地域包括支援センターを経営する法人の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ①　法人名 |  |
| ②　所在地 |  |
| ③　連絡先（代表） |  |
| ④　法人種別 |  |

６　地域包括支援センターの従業員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　種 | 人　数 | 備　考 |
| 1. 管理者 | ○人 | 常勤（兼務） |
| ②　保健師・看護師 | ○人以上 | 常勤 |
| ③　社会福祉士 | ○人以上 | 常勤 |
| ④　主任介護支援専門員 | ○人以上 | 常勤 |
| ⑤　介護支援専門員 | ○人以上 | 常勤・非常勤 |
| ⑥　事務員 | ○人以上 | 非常勤 |

７　契約の目的・運営方針

(1) 契約の目的

ア　介護予防ケアマネジメント利用契約は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防のためのサービス（以下「介護予防サービス」という。）が総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防ケアプランを作成し、及び当該介護予防ケアプランに基づいて適切な介護予防支援又は第１号介護予防支援事業によるケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」といいます。）が提供されることを目指します。

イ　この契約において、介護予防ケアプランとは、次の２つのケアプランの総称として使用します。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別 | 説　明 |
| 介護予防サービス計画（介護予防給付） | 利用者が利用する介護予防サービスの一部に、介護予防給付のサービス（要支援者の方を対象とする介護保険のサービス）を含む場合に実施する介護予防ケアプランをいいます。 |
| 第１号介護予防支援計画（介護予防・日常生活支援総合事業） | 利用者が利用する介護予防サービスの一部に、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス又は通所型サービスを含み、かつ、介護予防給付のサービスを含まない場合に実施する介護予防ケアプランをいいます。 |

　(2) 運営方針

①　介護保険法その他の法令を遵守し、公正中立な立場で、介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアプランの作成・変更、事業者との連絡調整、相談、説明等のサービス）を提供します。

②　利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防ケアプランを作成します。

③　地域における介護予防サービス事業者や介護保険以外のサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

８　提供する介護予防ケアマネジメントの内容と料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | 提　供　方　法 | |
| 介護予防ケアプランの作成 | ①　利用者の居宅を訪問し、利用者の状況を確認し、利用者とご家族の解決すべき問題を把握します。  ②　居宅の周辺地域の介護予防サービス事業者等や介護保険以外のサービス事業者が提供しているサービスに関する情報について、利用者へ適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。  ③　現在の状況と課題、本人・家族の意向、課題に対する目標と具体策、利用するサービスなどを記載した介護予防ケアプランを作成し、これを交付します。  ④　利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合は、利用者との合意により介護予防サービスの変更を行います。 | |
| 介護予防サービス事業者等との連絡調整 | 介護予防ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。 | |
| サービスの実施状況の把握、介護予防ケアプラン等の評価 | ①　利用者及びその家族と定期的に連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。  ②　利用者の状況について定期的に再評価を行い、利用者の申し出又は状態の変化等に応じて介護予防ケアプランの評価、変更等を行います。 | |
| 給付管理 | 介護予防ケアプランの作成後、当該ケアプランに基づき、支給限度額の範囲内で介護予防サービスが利用されるよう給付管理を行います。 | |
| 医療との連携、主治医への連絡 | 介護予防ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえ、関係する医療機関や利用者の主治医と連携を図ります。 | |
| 要介護認定等にかかる申請の援助 | ①　利用者の意志を踏まえ、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の申請に必要な協力を行います。  ②　利用者の要支援認定の有効期間満了の６０日前には、認定更新の申請、又は事業対象者への移行に必要な協力を行います。 | |
| サービス提供記録等 | 利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存します。利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。ただし、複写の実費を請求する場合があります。 | |
| 訪問回数の目安 | 利用者の居宅を訪問し、状況の把握を行います。訪問回数の目安は提供する介護予防ケアマネジメントにより異なります。 | |
| 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントＡ | 概ね３か月に１回程度訪問し、状況の把握を行います。 |
| 介護予防ケアマネジメントＢ | 必要に応じて訪問し、状況の把握を行います。 |
| 相談・説明 | 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。 | |

９　サービスの利用者負担・利用料

　(1) サービスの利用者負担

　　　介護予防ケアマネジメントの利用者負担は、無料です。

　(2) サービスの利用料

　　ア　利用者の介護保険料に滞納等がある場合、利用者は、いったん事業者報酬の一部を立て替えることとなり、次の料金を負担いただくことがあります。この場合において、当地域包括支援センターからサービス提供証明書を発行します。

　　　【介護予防支援・介護予防ケアマネジメントＡ】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援１・２・事業対象者 | ４，８８４円（１か月） | 合計８，１９９円 |
| 初回加算 | ３，３１５円（１か月） |

【介護予防ケアマネジメントＢ】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援１・２・事業対象者 | ３，６６８円（１か月） | 合計６，９８３円 |
| 初回加算 | ３，３１５円（１か月） |

〇指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限っては、

　　　委託連携加算として３，３１５円が追加となります。

イ　市役所の介護保険担当課の窓口へサービス提供証明書を提出されますと、後日、払戻しとなる場合があります。また、滞納期間により、サービス費用の全額が利用者のご負担となる場合があります。

10　業務の委託

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの業務の一部を次のとおり指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。ただし、介護予防ケアプランの作成を委託する事業所等については、利用者と協議したうえで決定します。

|  |
| --- |
| （委託する業務の内容）  ①　介護予防ケアプランの作成・交付　　②　介護予防サービス事業者等との連絡調整  ③　サービス担当者会議の開催　 ④　サービスの実施状況の把握、介護予防ケアプランの評価 |

11　契約の終了・自動更新

　(1) 契約の終了・自動更新の関係

　　　契約の期間は、要支援認定の有効期間又は事業対象者に係る資格の有効期間の満了日でいったん終了します。ただし、その満了日の７日前までに、利用者から契約を更新しない旨の申し出がない場合、この契約は、新たな要支援認定の有効期間又は事業対象者に係る資格の有効期間の満了日まで自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。

　(2) 契約の終了

①　この契約は、次のいずれかに該当する場合に終了します。

　　　　ア　契約期間の満了日の７日前までに、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

　　　　イ　１か月以上の予告期間を設けることにより、利用者から解約の意思表示がなされ、その予告期間が満了した場合

ウ　１か月以上の予告期間を設けることにより、事業者から解約の意思表示がなされ、その予告期間が満了した場合

エ　利用者が介護保険施設等に入所した場合

オ　利用者が要介護若しくは自立の認定を受けた場合又は事業対象者に係る基準に該当しなくなった場合

カ　利用者が死亡した場合

②　この契約は、次のいずれかに該当する場合に終了したものとみなします。

ア　利用者が、身体の状態の変化等により介護保険のサービス（介護予防給付のサービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスをいいます。以下同じです。）の利用を必要としなくなったため、当該介護保険のサービスを利用しない状態で３か月を経過した場合

イ　利用者が、ア以外の理由により介護保険のサービスを利用しない状態で３か月を経過した場合（当該利用者が地域包括支援センターに対しあらかじめ入院その他やむを得ない理由により介護保険のサービスを利用しない旨の連絡をしたときを除きます。）

　　　③　前号のア又はイの場合において、この契約の終了日は、介護保険のサービスを利用しない状態の日の初日から起算して３か月を経過する日とします。

④　地域包括支援センターは、前２号の規定により契約が終了した場合において、利用者から介護保険のサービスを再度利用したい旨の申し出があったときは、当該申し出による相談に応じます。

12　　契約期間の途中における契約の解約

　(1) 利用者からの解約

　　①　この契約は、契約期間中であっても、利用者から解約を希望する１か月以上前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料の支払いは必要ありません。

　　　　利用者が直ちに解約することを希望される場合は、解約料をいただく場合があります。

　　②　次に掲げる場合は、利用者からの申し出により、この契約をいつでも解約することができます。

ア　地域包括支援センターが、正当な理由がなく、介護予防ケアマネジメントの提供を怠った場合

　　　イ　地域包括支援センターが、守秘義務に違反した場合

　　　ウ　地域包括支援センターが、事業を継続することが困難となった場合

(2) 地域包括支援センターからの契約の解約

　　　　地域包括支援センターは、利用者が当該地域包括支援センターとの信頼関係を損なう行為をなし、再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが著しく困難である場合は、文書により１か月以上の予告期間を設けることにより、この契約を解約することができます。

13 サービスの選択に係る説明

地域包括支援センター（業務の一部を委託した場合は、指定居宅介護支援事業所）は、利用者がサービスを選択できるようにするため、介護予防ケアマネジメントの提供を開始するに際し、あらかじめ、次に掲げる事項の説明を行い、利用者の理解を得るようにします。

①　利用者は、指定事業者（指定介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者をいいます。以下同じです。）を複数紹介するよう求めることができること。

②　利用者は、介護予防ケアプランに位置づけた指定事業者の選定理由の説明を求めることができること。

14 個人情報の保護

地域包括支援センターは、契約期間中はもとより、契約の終了後においても、利用者とそのご家族に関する個人情報を第三者に漏らしません。

また、当地域包括支援センターは、善良な管理者の注意をもって、利用者とそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（電磁的記録を含みます。）を管理し、その処分に際しても、個人情報の漏洩の防止に努めます。

　　　なお、地域包括支援センターが、利用者とそのご家族に関する個人情報をサービス担当者会議等において使用する場合は、あらかじめ、所定の個人情報使用同意書に利用者の記名押印をいただき、その内容を遵守します。

15 業務継続計画

　　　地域包括支援センターは、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサー

ビスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

16 虐待の防止

　　地域包括支援センターは、虐待の未然防止、虐待等の早期発見及び迅速かつ適切な対応を実

施するために、次に掲げる措置を講じます。

　　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については担当職員に周知徹底します。

　　②　虐待の防止のための指針を定め運用します。

17 緊急時の対応

　　　介護予防ケアマネジメントを提供中に事故が発生した場合、利用者の体調悪化等の緊急時には、必要な措置を採るとともに、速やかに、利用者の家族及び市、医療機関等に連絡を行います。

18 損害賠償

地域包括支援センターは、利用者に賠償すべきことが発生した場合、保険により対応します。

19 サービスの苦情相談窓口

当地域包括支援センターは、提供した介護予防ケアマネジメントに苦情がある場合、又は作成した介護予防ケアプランに基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し出や相談があった場合、速やかに対応します。

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口名 | ○○地域包括支援センター |
| 担当者名 | （管理者） |
| 連絡先 | （電話）0797-\*\*-\*\*\*\*　　　（ＦＡＸ）0797-\*\*-\*\*\*\* |

　○　このほか、介護保険の相談や苦情に関し、次の相談窓口があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 宝塚市高齢福祉課・介護保険課 | (所在地) 宝塚市東洋町１－１  (連絡先)　高齢福祉課　０７９７－７７－２０６８  　　 　　介護保険課　０７９７－７７－２１３６ |
| 兵庫県阪神北介護保険相談ｾﾝﾀｰ | (所在地)　宝塚市東洋町２－５  (連絡先)　０７９７－６１－５１７４ |
| 兵庫県国民健康保険団体連合会 | (所在地)　神戸市中央区三宮町１－９－１－１８０１  (連絡先)　０７８－３３２－５６１７ |

私（事業者）は、利用者が介護予防ケアマネジメントを利用する前に、上記の重要事項を説明しました。

説　明　者　　事業者(所属)

氏　名

私（利用者）は、事業者から上記の重要事項の説明を確かに受けました。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　利　用　者　　住　所

氏　名

署名代行者（又は法定代理人）

住　所

利用者との続柄

氏　名

　　　　立　会　人　　住　所

氏　名

要介護認定前に介護予防ケアプランが提供される特例に関する重要事項説明書

　利用者が要介護認定等を申請した後、認定結果の通知を受けるまでの間、利用者自身の依頼に基づき、介護予防のためのサービス（以下「介護予防サービス」といいます。）の適切な提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス計画又は第１号介護予防支援計画（以下「介護予防ケアプラン」と総称します。）を作成し、介護予防サービスが提供される場合における特例について説明します。

１　提供するサービス

・利用者が、要介護認定までの間において介護予防サービスの提供を希望される場合は、暫定的な介護予防サービスを提供するための支援を行います。

・介護予防ケアプランの作成にあたっては、その内容が利用者の認定の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置づけることのないよう配慮します。

・作成した介護予防ケアプランについては、要介護認定等の後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

２　要介護認定等の後の契約の継続

・認定結果の通知を受けた後、利用者に対し、この契約の継続について意思確認を行います。このとき、当地域包括支援センターに対し、利用者からこの契約を解約する旨の申入れがあった場合、契約は終了することとなり、解約料は発生しません。

　・利用者から解約の申入れがない場合は、契約を継続することとします。

３　要介護認定等の結果が自立（非該当）となった場合の利用料

・要介護認定等の結果が自立（非該当）となった場合は、サービスの利用料８，１９９円をご負担いただきます。

４　注意事項

　・要介護認定等の結果が未定であるため、利用者は、以下の点にご注意いただく必要があります。

①　要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合は、要介護認定前に提供された介護予防サービスに関する費用の全額は、原則的に、利用者にご負担いただきます。

②　要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付とならないサービスにかかる費用の全額を利用者にご負担いただきます。